議員提出議案第７号

地域公共交通の存続のための国の施策を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

令和５年１２月１３日　提　出

守谷市議会
議長　高橋　典久　様

提出者　守谷市議会議員　　伯耆田　富　夫

賛成者　守谷市議会議員　　高　梨　恭　子

〃　　砂　川　　誠

〃　　首　藤　太　亮

令和　　年　　月　　日　原案　　決

地域公共交通の存続のための国の施策を求める意見書

鉄道、バス、タクシーをはじめとする地域公共交通は、通勤、通学、買い物や通院など日常の移動手段として地域の人々の暮らしを支えるとともに、産業や観光など地域振興に寄与する重要な社会基盤である。

地域公共交通については、新型コロナウイルス感染症の影響で輸送需要が縮小して以来コロナ禍前の水準には戻っておらず、運転士の不足などの課題を抱えるほか、さらにはロシアによるウクライナ侵攻や円安を背景とした燃料価格の高騰により運行コストが増大するなど、その経営環境の悪化は、企業努力のみでは解決しきれない状況となっている。

地域に暮らすあらゆる人々が、住み慣れた地域において健やかで文化的な生活を安心して送るためには、地域公共交通の存続は不可欠であり、上記のような状況におかれた地域公共交通の担い手を支援する施策を講じることは急務である。

よって、国においては、誰もが暮らしやすい地域づくりに向けて、地域公共交通を維持し、確保し、及び活性化するために、確実な予算の確保及び財政支援措置の拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

茨城県守谷市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣

提案理由（議員提出議案第７号）

提案の理由を申し上げます。

鉄道、バス、タクシーをはじめとする地域公共交通は、私たちが住み慣れた地域において健やかで文化的な生活を安心して送るためには、欠かすことのできない社会基盤です。

こうした地域公共交通の担い手である事業者を取り巻く環境は、輸送需要の減少や運転士不足の問題、さらには燃料価格の高騰など、その経営環境の悪化は、企業努力のみでは解決しきれない状況となっています。

地域に暮らすあらゆる人々が、住み慣れた地域において健やかで文化的な生活を安心して送るためには、地域公共交通の存続は不可欠であり、厳しい経営環境におかれた地域公共交通の担い手を支援する施策を講じることは急務です。

このため、誰もが暮らしやすい地域づくりに向けて、地域公共交通を維持し、確保し、及び活性化するために、国において確実な予算の確保及び財政支援措置の拡充を強く求めるため、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。